

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年8月4日（平成29年（行個）諮問第122号）

答申日：平成29年10月19日（平成29年度（行個）答申第115号）

事件名：「本人が特定刑事施設において特定個人等に対して行った現金の交付日及び金額（特定期間）」等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2，3及び5に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年2月16日付け東管発第647号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その一部の取消しを求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書1ないし3によると，おおむね以下のとおりである。なお，資料については添付を省略する。

（1）審査請求書

それでは，順番に，同封した資料を参考して頂き，「何故，請求内容の（2），（3），（5）（本件対象保有個人情報である別紙の2，3及び5に掲げる各文書に記録された保有個人情報を指す。）を開示してほしいのか」の説明をさせていただきます。

尚，資料にインデックスを貼ってありますが，直接開示請求に関係のあるものは，赤色で番号を付し，参考資料的なものには，青色で番号を付します。

資料赤の1，請求内容の（2），（3），そして，5ページ目，審査請求人作成の②と6ページ目の③～をお読み下さい。

特定刑事施設A未決区に収容されていた時，審査請求人は平成〇年〇月〇日に職務質問によって逮捕されてしまったので，自宅マンションの窓は真夏という事もあり，すべて全開でずっと数ヶ月間，雨風が入ってしまう状態であったので，まず，現在の身許引受人の特定個人Cに手紙

を出し、窓を閉めてもらい、その他、携帯電話の解約や審査請求人の通帳からカードで現金を引き出し、差入れしてもらおう等してもらっていたのですが、特定個人Cは、特定団体A会員で、毎日忙しい日々を当時も今も送っており、その内選挙が始まって以降、予測はしていましたが、手紙も面会も殆ど来なくなっていました。

なので、恥を忍んで、同じマンションの真上、特定室Aに住んでいる知人である特定個人Bに手紙を出したところ、挨拶をする程度だった特定個人Aと2人で面会に来てくれました。

初回の面会日は、平成〇年〇月〇日です。

面会時の話し合いで、今後、特定個人Cに依頼するつもりだった様々な事は、特定個人Aが無償でやってくれる事となり、〇月〇日以前に窓口部外者現金交付及び、現金部外者交付（郵送）も、今後、特定個人B宛ての上記2つのものも、後で分かった部分もあるのですが、全て特定個人Aの元に行っていた事が判明しました。又、平成〇年〇月〇日の判決日以後、特定個人Aは、〇月と〇月だけでも11回、特定個人Bと一緒に面会に来た日も合わせると、累計14回来ています。

最初の約束として、面会に来る前には必ずハガキで良いので、来所する日とその理由を簡単に良いので書いてから来て欲しい。そうしないと特定刑事施設の面会は1日に1回だけ、特定刑事施設Dは最長で〇分間の面会で延長はない旨を伝えてあったのにもかかわらず、平成〇年〇月〇日に特定金額A円、〇月〇日に特定金額B円、合計特定金額C円を窓口交付の手続きをし、恐らく〇月〇日のお2人との面会の後に、特定個人Aは、上記金額を受領していると思うのですが、その後は面会に来て、音楽の話や世間話をするのみになり、面会に来る前にハガキで来所面会日を知らせるという約束事も果たさず、それを注意すると、前日か当日にDENPOで来所日を伝えてくるような事をし始め、その上、やって欲しいと依頼した事は、一向に果たそうとしないので、面会室で、強く抗議した所、「資料赤の2」の内容～突然、息子が部屋に入って来て、「また、そんなことやってんのかー！」と怒鳴って、依頼した支払いの為の用紙その他を破かれて、何処にいくら支払いするか分からなくなってしまった～（面会時の立会記録に残っているかもしれませんが）という事を説明したので、審査請求人は「資料赤の3」の覚書を作成し、お互いに一部ずつ、特定個人Aの印鑑が押されたものを持ちました。そしてほぼ1日毎に近いくらい〇月〇月に何の用もなく面会に来ることに對し、「交通費、意味なく用事もないのに来られても、とても交通費は払えない」旨を告げた所、「私が来た分の交通費は、知人から（バスか何かの）無料乗車券をもらって、それで、特定刑事施設A近くの友人の家に遊びに来た帰りに寄っているだけだから、あなたに負担は掛けていな

い」との発言をしたのですが、審査請求人も控訴審の支度があるのであまり頻繁に用事もなく来られても困る事を告げたのですが、中々面会を止めてはくれませんでした。

その後、特定刑事施設Cに平成〇年〇月〇日に移送され、〇月〇日から特定刑事施設Bへと移送され、今日にまで至っているのですが、最初の内は、手紙が頻繁に来てはいたのですが、相変わらず審査請求人の渡した現金と特定個人Aの所持金を分けて持つ事せず、「金は回して何が悪い」等の内容の手紙を書いて来、尚かつ、中々依頼した書籍の購入、こちらへの送付を中々やろうとはせず、頼んだものと違う本や入らないものを送って来るので、審査請求人も困ってしまいました。

その後、特定個人Cに預けてある原付自転車の自賠責3年分を納付してもらおうと、現金特定金額D円を特定個人Aに現金書留で送付し、他、再度本の購入依頼をしたのにもかかわらず、一向にそれらを代行してくれようとはしないので、「資料赤の2」を平成〇年〇月〇日に発信したところ、この通知書に下線や〇や×や書き込みをした上で、「資料赤の3」、「特定個人A作成の明細1枚」と「捺印の部分破った特定個人Aが所持していた覚書」と社会福祉協議会へ払込領収書、と後は特定携帯電話会社Aや特定電力会社Aから来た請求書に手書きで「支払った」等と書いたものが同封されて送られて来、更に〇月〇日に「資料赤の4」通信代と題された「手書きの明細」と「通信文」が送られてきました。尚、通信文の中に「拒否されても困る」と記してありますが、何故かと申しますと、審査請求人が〇月〇日の特定個人Aからの明細を受け取った時点で、「もう信用はできないし、服役中にやり取りをしても不毛だ」と考え、平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの間、すべての受け取りを拒否したからです（しかし、特定刑事施設Bの職員のアドバイスにより、〇月〇日に拒否を取り下げたのです）。

その後、特定個人Cと疎遠になってしまっていた事や、特定個人Bに相談の手紙を出したところ「私の方から審査請求人が服役中に頼んで来た事に対し、（しっかりとやるように）言うておくから、もう1度頼んでみてはどうでしょうか（要旨）」と先述の職員の助言もあって上記のとおり、受信の拒否を解除し、しかし、審査請求人としては、全面的に～元々、挨拶程度しかしてなかった只のご近所さんですので～信頼する事がどうしても出来なかったのも、姉（〇年前の平成〇年〇月〇日受信）から〇年〇月〇日、母が急逝した事を知らせる手紙が来てから、姉との交流を再開し、姉、特定個人C、そして、特定個人Aの身許引受人の再申請を（平成〇年〇月〇日）平成〇年〇月〇日に取り下げたのです。

（特定刑事施設Bから教示を受けて、上記の正確な日付けをここに記しています）よって、特定個人Aは1度も身許引受人になってはいません。

上記の姉特定個人Dよりの手紙の写しを「資料赤の5」とします。

資料の中の抜けている部分を罫紙を使って手書きをしました「資料青の5」ので、あと、この4枚目を含め3枚で、審査請求書を完成させ、諮問庁に理解して頂かなければならないので、先を若干詰め、添付資料を若干増やし説明します。

1番肝心な部分となる「資料赤の3と4」について書きます。

「資料赤の2」の通知書に対し、特定個人Aは、「資料赤の3（明細と捺印した部分を破った覚書）」と「資料赤の4（通信費という明細と短い短い信書1枚）」を以って回答して来た訳ですから、審査請求人の想像からすれば、特定個人Aは、「預かった現金を既に超えて自腹でやっている」と意思表示をしているものと考えられなくもない、と考えます。

まず、「資料赤の3」の1枚目のオレンジの蛍光ペンで囲ってある部分は、原本も同じく同色のペンで囲ってあります。察するに「部屋を少し貸して欲しいので、その分の水道光熱費は私が払う」と手紙に書いて来たので、こうして囲ってあると思います。そして上から10行目の「TAX | バス代」と37行目の「TAX | 代」、特定個人Bは心臓が悪いので、「調子が悪い時だけ、2人で来る時に途中タクシーに乗る事がある」と言ったので、それは認めたのですが、ひとりで来ている時にもタクシーを使用している事になります。次に27行目の「特定書籍A 特定金額E」円も特定個人Aに、外で購入してもらった記憶がありませんし、領収書も送って来ません。又、下から3行目の「バス、特定カードA 特定金額F」円も意味不明です。その2行上の「着払い特定金額G」と「返金の書留料特定金額H」円も、特定個人Aが依頼事を手紙で頼んでもやらないので、「特定金額I円、特定都道府県Aから送金したものの全額返金して下さい」としたのに、着払い～特定刑事施設Bで使用不許のものを送ってきたものをなぜ審査請求人の負担で特定個人Aの所へ戻さないといけないのか、と審査請求人は考えます。又、「ハガキ速達」特定金額J円も速達でハガキを送るよう一切依頼していませんし、「資料赤の2、通知書」にあるように、保健所には行かないようにと記しています。同じく特定カードAチャージ手続特定金額K円も同様です。そして2枚目の2枚目の「104固定（特定金額L + 特定金額M + 特定金額N + 特定金額O + 税）」については、「資料赤の6」にあるように、嘘を記載してあります。そして、下から7行目の「固定資産税特定金額P円」に関しては、「資料赤の5」を見て頂いても分かるように、払込みをしておらず、利息まで発生しています。そして、署名、捺印した「覚書」を破って、無効を主張することは正当な行為でしょうか。

次に「赤の資料の4」の「通信代」の中の「特定地名A不明住所（特

定市外局番 A = 1 分特定金額 Q 円特定秒 A まで特定金額 R 円)」及び、その上の「(特定市外局番 A) 特定金額 S, 特定金額 T, 特定金額 U」円も審査請求人が弁護士 E は、特定団体 B の会員で特定個人 F の弁護団の事務局長なので、知人のネットを使える人に「ミランダール」で検索して調べて欲しい」と手紙に書いた所、その人が断ったらしく、「私なりの方法で調べます」と特定個人 A 自らやると手紙に書いて来て、「調べたけれど分からなかった」時の料金しか考えられません。なぜなら、審査請求人は東京に電話して欲しいとは一切依頼していないからです。そして、東京の弁護士事務所をランダムで探して電話してミランダ法について、自らの考えで訊いて答えは返ってこなかったようです。ちなみに、審査請求人は都内都下に知己の弁護士など居りませんし、東京の弁護士に訊くよう特定個人 A に依頼していません。更に通信代 5 行目の「104」も同様虚偽の記載であり、9, 10, 11, 13 行目も当時まだあった「特定メール便 A (特定金額 V 円) で送って下さい」と依頼したもので、それをアポも取らず特定地名 B の特定法律事務所 A に行ったり、「特定町 A, 裁判所, 特定個人 G (本件特定裁判長 A)」に会いに行くなど、なぜわざわざお金と時間をかけて、アポも取らず行く必然性があるのか、理解できません。又、上記に加え、「資料赤の 3」の通知書に記したように「行かないで下さい」と認めてある、保健所への交通費も、上記同様、審査請求人が支払う義務はない、と考えます。

又、身許引受人に対する特定刑事施設 B の回答は以下のとおりです。

1. 特定個人 A を身許引受人として当所に申請した日：平成〇年〇月〇日

同氏の引受人取下げを申請した日：平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日に特定刑事施設 B 受理

2. 特定個人 C を身許引受人として当所に申請した日：平成〇年〇月〇日

特定刑事施設 B が手続開始した日：平成〇年〇月〇日、引受人許可となった日：平成〇年〇月〇日

従って、「参考資料青の 5」2 ページの「1. (6) 特定個人 A に対する再調査について」で特定個人 A は、「自分が引受人でないこと」、「特定個人 C が身許引受人である事」を審査請求人の手紙や、引受人を取り下げた事を保護司から聞き知っている事から、虚偽の回答をしている訳です。

ただし、今回諮問庁が情報開示をして下さり、金額が判明し審査請求人が損失を被っていたとしても、刑事告発するつもりは、今のところ考えていません。前回の諮問庁への発信(〇月〇日発)で「審査請求人の名で検索して下さい」と書いたのは、拙ブログで UP してある老人ホー

ムへの慰問やLINKしてある特定音楽サービスAにUPしてある「War Story」を聴いて貰っても分かって頂けると思うのですが、戦後の荒れ地から一所懸命働き、高度成長期を作り、現在世界的に見ても、内戦やテロのない平和な国を作って下さった方々は、昭和〇年生まれの特定個人Aを含む老人の方々のお陰と考え、感謝しているからです。長々と拙文を認め申し訳なく思いますが、「資料赤の1」審査請求人作成の開示請求書では、弁護士からの受け売りですが「開示する側が開示する必要性が認められ、そして、どこまで開示すべきなのか、その許容性が全く記されていないもの」であった事、猛省しています。今一度本書及び資料を読み、「純然たる第三者の個人情報を開示請求しているのではない」旨、どうかご理解頂きたいと思います。又、本書に不備等ありましたら、御指導の程、よろしくお願ひします。

(2) 意見書1

まず、平成〇年〇月〇日作成、諮問庁に対して提出させていただきました「審査請求書」は、罫紙〇枚のものです。

特定刑事施設Bの規則では、「1回の発信は〇枚まで」という決まりがあり、〇枚まで書きたかったのですが、身許引受人に送付し、コピーを依頼した「特定文書番号平成〇年〇月〇日特定市長Aからの回答のコピー」1部2枚（両面に文書有り）の内の2ページ目がコピーされておらず、よって、この2ページ目を手書きして諮問庁に送ったため、合計〇枚となり、〇枚の審査請求書となってしまった訳ですが、この〇枚を使って認めるべきだったと、理由説明書（下記第3）を精読させて頂き、思いましたので、それについてと審査請求人の心得も本書に認めさせて頂きます。

諮問庁の理由説明書（下記第3）内に記されております下記第3の2については、特定法テラスAの弁護士H及び特定刑事施設B篤志面接委員弁護士からお聞きして分かっておりました。弁護士Hに対し、「それでは拘置所であんぱんを何個買ったかということも開示してくれない場合もあるのですか？」とお訊きしたところ「場合によってはあり得る」との事でした。

そして同じく篤志面接委員の先生にも後日同じ質問をし、同じ答えが返って来たのですが、その際、諮問庁に送付した〇月〇日作成の審査請求書の〇枚目の末尾に認めてある趣旨の事を、弁護士Hも特定刑事施設Bの篤志面接委員の弁護士の先生も異口同音に審査請求人に助言したのです。

改めて、それらをまとめてここに認めると共に、審査請求書内に書き切れなかった部分も下記に認めますと（弁護士お二人の言葉を併せております旨ご了承下さい）「（たとえばあんぱん何個買ったか？という

ことも開示しない可能性もあるのですか？の審査請求人の問いに対し）、場合によってはあり得るけれども、そもそも、あなた（審査請求人）が提出した開示請求書には、「なぜ開示を求める必要があるのか」が一切書かれておらず、これでは開示する側（処分庁）が、開示するか、不開示にするか、精査して決定、不決定にする以前に精査する材料が何も無いのに開示・不開示の決定をすることになり、結果不開示とされるのは当然の結果だと思う。情報を開示するか、しないかを決める場合、開示をする側が、その情報を開示する必要性が認められ、そしてどこまでを開示し、どこからは開示しないのか、その許容性が認められ、そしてどこまでを開示し、どこからは開示しないのか、その許容性を考えて決めるものなので、今後審査請求する場合、「こういう理由で開示を求めるのであることを明記すると共に、開示を求める内容が第三者の個人情報の開示を求めるものではなく、純然たる自身に係る個人情報の開示を求めているのだということを必ず明記するように」（要旨）というアドバイスを受けました。

このアドバイスを受けたので、直接的に本開示請求に関係のある資料には、インデックスに赤色のペンで「資料○」と数字を振り、間接的に参考になると審査請求人が判断した資料に関しては、青色のペンで同じく「資料○」として審査請求書に添付して送付させて頂いたのです。

このような理由で、多くの資料を添付して、諮問庁に審査請求書を提出し、更に、○年○月○日付けで、同じく諮問庁に対し、「審査の申請に添付した資料を差し替える旨の通知書」1通○枚差し替えの「公文書の写し1部○枚」を添付して送付させて頂いたのです。

（略）

貴審査会事務局からの通知に添付してある理由説明書の2（下記第3の2）を拝読させて頂きましたが、この「法律」は一体何のため、誰のためにあるのだろうか。そして、この法律を適用させて、審査請求人の請求している情報の開示を規定の適用から除外されているとして、不開示とすることによって、誰が利益、若しくは不利益を受けることになるのだろうか、ということを考えてみました。逆を申せば、誰に利益又は不利益を被らせないようにするための法なのかを考えたということです。

審査請求人は本刑で何とか高卒認定試験を受験し、やっとのことで合格した程度の学力しか持っておりませんので、法律に関して詳しく論ずることなど到底出来る筈もありません。

よって、審査請求人の中の常識と申しますか、「こうこうだからこうではないか」という考えをここに認めるしかないのですが、理由説明書の2（下記第3の2）及び法45条1項を読み、そして、先述の2名の弁護士からアドバイスを併せてみて考えた場合、この上記の法の45条

1項や理由説明書の2（下記第3の2）に書かれていることは、要約すると、「その請求した情報を開示することによって、審査請求人が前科者であり、刑務所や拘置所などの刑事施設に収容されていたことが公になってしまい、今後の社会復帰や更生へ向かう道を行くにあたって問題になり、不利益になる可能性があると考えられるため、開示しなかった（しない）。」そして更に3（下記第3の3）において「よって、法45条1項の規定にしたがい、不開示としたことは正しい」という理由に至っていると解釈しました。

失礼ながら、もっと簡単に記させて頂ければ、「請求された情報を開示すると、今後審査請求人が社会復帰し、更生のため努力してゆく中で、就職活動或いは会社内で又今後住む自宅の近隣の知人（知人でなくとも）に、いわゆる、前科者であると知られた場合、不幸せになってしまう可能性があるので、審査請求書に記された事を開示するよりも、しない方が幸せになれる」と諮問庁は結論を出した、ということだと解釈しても良い、これで正しい解釈なのでしょうか。

ちなみに、処分庁に出した開示請求書には、「なぜ、それらの情報を開示して欲しいか」という理由は一切書かずに送付しました。重ねてこれについては反省しています。しかし、○月○日付けの貴情報公開・個人情報保護審査会からの通知に同封された理由説明書（下記第3）を拝読する限り、それでも開示しないことが妥当であるというのであれば、「審査請求人がどういった理由で3つの情報の開示を求めているのかは分かった。分かったけれども法45条1項の適用させて求めている3つの情報を不開示とした方が、今後の審査請求人の人生のためになるので開示しない」と法務省は結論を下した、ということでしょうか。

前回、前々回（平成○年○月○日及び○月○日）に諮問庁宛てに発した審査請求書や資料を差し替える旨の通知書の中には、なぜ審査請求人がその3つの情報を開示して欲しいのかを罫紙○枚に渡り下手な文章で分かり嫌い部分も多々あったかも知れませんが、自分なりに精一杯、理解して頂けるようにと願いながら認めました。

諮問庁に提出した資料（青字でインデックスに番号を書いたもの）を見て頂いてもご理解いただけるとは思いますが、亡父、亡母の遺してくれた遺産、そして特定刑事施設B内で働いて得た作業報奨金のすべてを合計しても恐らく借金を抱えての再出発ということになると思われま。そしてお金はとても大切なものであり、○歳、今年○歳になる審査請求人が就職をいつ出来るか、そして、その兼ね合いでいつ（略）手術を行い、術後リハビリを行って、何ヶ月で普通に歩いたり働けるようになるのか、手術のタイミング、就職又は手術前に職を得られたら、リハビリ終了まで休職させてくれる会社があるのか、若しあるとしたら、その間

どのように生活をしてゆくのか、等々問題は山積しています。

ちなみに、先月〇月分の特定刑事施設B第〇工場での1ヶ月働いた作業報奨金は、「〇等工〇割増」で特定金額W円でした。

恐らく全ての報奨金を合計しても特定金額X円に届かないと思われま

す。
社会で更生し、経済的にも精神的にも自立して生きてゆくには、お金は本当に大切です。猛暑や厳寒の中、働いて得た作業報奨金や、同じく一所懸命働いて働いて、このような愚息に遺してくれた亡父母の遺産を（審査請求人は本気でこう思っていますが）特定個人Aは、何度上記の事を手紙に書いても、結局、この（略）寸前まで、特定個人Aご自身のお金を大切に節約して使うようには使ってくれませんでした。

審査請求人が今回法務省に対して審査請求をした中に、それらの事、金額の開示の請求は、金額が特定都道府県Bへ戻れば判明するので、しておりませんが、審査請求人は相当雑に使われてしまったと思っています。

これらを審議する省庁の方々が、審査請求人が請求している本件対象保有個人情報を審査請求人に開示する前に、職権によって知ることが出来るのだと仮にすれば、それを審議される方々が、その情報によって出た「本来審査請求人が負担すべきではない金額の合計」も分かる訳ですが、それを安い、とか逆に法外な金額と思い感じるのかは、審査請求人には分かりませんし、その金額によって開示するかしないかを決定するのではない、ということも分かります。

しかし重ねて申し上げますが、更生してゆくために、作業報奨金と亡父母の遺してくれた遺産を大切に使って今後生活してゆくために、それらは使われるべきものであり、そのためには、諮問庁に審査の請求をした本件対象保有個人情報の開示がないと、特定個人Aとの話し合いさえ出来ない可能性が高い、ということをご理解して頂きたいと思います。本当に1円、10円を惜しむように施設内で購入も節約して来たのです。

そして、次に、若し本件対象保有個人情報を審査請求人に開示して下さったとして、それを、誰が、いつ、何処で知ることにより、「その者」つまり審査請求人に不利益になるおそれがあり、社会復帰上又は更生保護上問題になるか、についての意見を認めさせていただきます。

まず、仮に、今、諮問庁に情報開示を請求している3点について、開示がなされた場合、その詳しい内容を知るのは、誰と誰か、ということを考えて見ました。

まず、審査請求人、特定個人A、若し審査請求人が相談するとしたら、今回の事件で弁護して下さった弁護士E、若しくは特定個人C（身許引受人）の友人で、審査請求人も何度か、有料法律相談等他を受けた事

のある、特定地名Cの特定法律事務所Bの弁護士Iと、そして、仮に特定個人Aが、誰か知人又は弁護士に相談するのであれば、その方たちとそのくらいの方が、開示された情報の内の審査請求人が、特定個人Aに伝えるべき情報と判断した情報を知ることになります。上記で守秘義務を持っていないのは、審査請求人、特定個人C、そして特定個人Aと知人となります。

そして、その内の「仮に特定個人Aが知人に相談した場合」に、その人は、審査請求人がいわゆる前科者である情報を得ることになりますが、それ以外に上記に挙げた方々全員が、審査請求人が特定刑事施設Bに服役し、そして、初犯ではない事も知っております。ちなみに「仮の特定個人Aの知人」を除いて、全て面会又は特定刑事施設A拘置区より手紙を発しています。

そして、審査請求人の（略）以降に住む自己所有の特定マンションAの特定管理会社Aの社員も、審査請求人が特定刑事施設Bにいる事を知っていますし、出席出来なかった「特定管理組合Aの総会（所有者と特定管理会社Aとで管理状況等について話し合う総会）」にも、審査請求人の意見を所有者の方々に知ってもらいたいため、特定管理会社A及び組合の理事に意見書を送り、代読してもらっており、今、刑事施設にいる事も意見書に書き、それらも総会で読み上げられています。

それらの審査請求人の行為は、自分なりに考えがあったからしたことです。

そして甘い、と思われるかもしれませんが、「たとえ罪を犯しても刑を務め終えれば、その罪をつぐなった事なので、真白な状態になる。そう思って生きてゆくことが大切」と思ったからです。そしてそう思うようになったのも亡父の弟で審査請求人の叔父にあたる特定個人Jが、特定地名Dの特定役職Aを定年で退職した後、このように助言してくれたからであり、それを支えに出所の度に強く再出発をして参りました。

重ねて道理を申せば、叔父の言うとおりでありますが、現実の社会では、中々前科者を「罪をつぐなって真白になって戻ってきた人間」とは考えてくれない場合もあります。否、実際は知ったら色メガネで見る人の方が多いかもしれません。

しかし、今回の場合、請求した情報の開示をして頂けない事による不利益と開示した事により生じる不利益を審査請求人の観点、若しくは、拙い審査請求人の客観的な視点から観、そして考えた場合、開示しないという決定を受けた方が、審査請求人にとっては、より大きな損害、不利益が生じる、と審査請求人は考えています。渡した金額が判らなければ、話は始まらない訳ですから。

そういった考えも含めて、今回の審査請求人の情報の開示請求に携わ

る方々には、どちらが審査請求人のためになるのかをお考え頂ければ、と切実に思っております。

尚、○月○日に審査請求人が作成し、諮問庁に送付した審査請求書に添付した資料、「赤色のペンで資料赤の3」の明細と同じく「資料赤の4の通信代と称されている部分で、前に「審査請求人が支払うべきではないと考えています」としていた「特定カードAを取りに行く等した分の交通費」については、審査請求人が負担すべきではないか、と考えを変えました。

(3) 意見書2

再度、上記の不開示決定に関しまして、審査請求人作成の資料を添付して、意見を認めさせていただきます。

まず、前回と同様に本件に直接関係あると審査請求人が判断しました資料に付きましては、インデックスに赤のペンで「資料○」とし、間接的な、参考資料の意味を持つと判断しました資料に付きましては青のペンで「資料○」とすること、どうかご了承ください。

まず、お互いに発信した手紙類を持参しての、審査請求人と特定個人Aとの話し合いが、やっと○日○時から○時間強、特定役所Aと続いている特定商業施設Aの中の飲食場（特定飲食店Aや、特定飲食店B等の共用スペース）ですることができました。

その時に審査請求人の様々な質問に対する特定個人Aの回答が「赤の資料1」です。

これを読んで頂ければお分かりになると思いますが、前々回に送らせて頂きました資料とかなり食い違う内容を特定個人Aは、書いております。

なお、脅迫や強要で書かせたとは思われなくなかったため、上記の共用スペースで多くの施設への来客者の中での話し合いとしたこと解って頂きたいと思っております。

また、まだ確認はしておりませんが、音楽で使用する録音機器を審査請求人のリュックの中に入れて録音もしております。

次に、平成○年○月○日「特定刑事施設B 特定課A」からの通知ですが、特定刑事施設Bは書籍の差し入れは1回に○冊までなのですが、特定個人Aはそれを忘れて○冊送ってきました。

そのうちの、特定刑事施設Bの配慮で審査請求人に交付された「特定書籍A○～○」は、審査請求人が頼んだ文庫ではなくコミック版のです。

審査請求人は手紙で売却もしくは返品できるのならば返品するように依頼したのですが、（略）後に審査請求人の部屋特定室Bに入ったら押し入れの中に置いてありました。

他、所内で購入した特定作家Aの「特定書籍B上・下」を他の本と一

緒に郵送宅下げしてもまた送ってきたり、頼んでいない本も送って来ています。

これを「赤の資料2, 3」とします。

次に「赤の資料4」ですが、確かに審査請求人の部屋をきれいにしてくださるのだから審査請求人が依頼していなくても、この通電も結局審査請求人の返事を待たずにしています。

そして今審査請求人の部屋は、ほこりが酷いのでほぼ毎日片づけに行っております。

「赤の資料5」は、「ミランダ法」について特定個人Aなりに調べていたようですが、東京の弁護士に電話はお金もったいなすぎる行為だったと思います。

また結局特定カードAも、当初特定個人Aからの手紙には「使い始める前にあなたが保健所に電話するように」と書いてあったのですが審査請求人は「電話をなぜしなければならいのでしょうか？」と書いたところ今回、なぜかは解りかねますが、特定個人Cの家まで来て、いろいろなものを置いて行ったり、それをいぶかしく思ったご夫妻が来訪を拒むと、「どうしても渡しておきたいものがあるから特定駅Aまで来てほしい」と言って呼び出して会い、15センチ×23センチ×7センチの箱を渡していったそうですが、なぜ（略）近くに～審査請求人が（略）説明しながら審査請求人に渡せばよいのに、まるであせるように特定個人Cに渡したのか？皆目見当がつきませんが、今、紛失してしまっている亡くなった母の特定金融機関Aの通帳2冊とその印鑑も、特定個人Cの話では駅で渡されたときにそれらは特定個人Aが持っていたのを現認しているようですが、今回の資料にあるように、紛失させたことも誰にも告知しようともせず、説明や紛失届も警察には提出していないようで、審査請求人への説明責任も果たそうとしない特定個人Aは、どうしても何か「後ろめたいこと」をしているとしか考えられません。

よって「青の資料1, 2」を提出させていただきます。

なお、よく特定刑事施設Bが「青の資料2」の手紙を審査請求人に交付したと感ずるので「やっちゃん」とはやくぎのことで、特定個人Aとどこかの暴力団の若頭代行との会話が書かれておりますが、（略）の、否、そうでなくてもそういう素行不良者との接触をしてはいけない審査請求人は、もう特定個人Aとはお付き合いをしようとは、全く考えておりません。

最後に、（略）してから手渡しされた現金と明細が入っていた「赤の資料7」と、若干手前味噌的なことをお知らせすることになってしましますが、今回特定個人Aには、審査請求人の財産をどのくらいどのように使ったかを、手書きでいいので書くように要請して、特定個人Aも調

べるとおっしゃってくださいました。

その結果、ある程度の現金を返してくださったら「青の資料3」でも解って頂けると思います。自分だけが良ければよい、と考えず貧困ながらも決して「青の資料4」のように、既に自分が身許引受人でないのに、なりすましたり（自由、なのですが）審査請求人が献金をお願いしても、断るだけでなく、あまり人として好ましくない行動をとるような人間にはなりたくはないと考えております。

（4）意見書3

先日、特定都道府県Bに戻りました○月○日に「特定法律事務所A」に弁護士E不在を分かっているながら、弁護士Eや秘書の方々、そして特定個人Fの特定地域Aのお土産をお渡しに行った後、弁護士Eよりお電話をいただき、後日今回のこととお話ししたところ、以下のようなアドバイスを受けました。

「もし、その人（特定個人A）が本当に生活保護受給者なら、使われてしまったお金を取り戻すために、少額訴訟を自分でやって勝っても、その人に支払う気持ちがなければ、払えと書かれたものも只の紙切れになっちゃう可能性が高いですよ。保護費を差し押さえることはできないから。でも、そもそも法務省は開示しないって言ってきてるんでしょ？なら、損害額の算出なんてできるわけがないじゃない」ということだそうです。

今後、もうすぐ特定個人Fの裁判も終わること、また今回の審査請求人の刑事事件の弁護もやってくださったこともあり、弁護士Eには、死去しました父の遺産が不均衡に分割されたことに対して「民法903条特別受益」の調停の依頼も受けてくださる約束を特定刑事施設Aにいた時からしてくださっていたので、貧困な審査請求人の相談にも乗ってくださったのではないのかと思っております。

そしてまた、特定個人Aの言動に戻りますが、特定鉄道バスの磁気カードBも、結局特定個人Aは、紛失したことや特定カードAは使用されてしまっていること、つまり保健所が支給した金額分の入っていないカードを何の説明もなく審査請求人に渡してきているわけです。

警察に相談したかどうか、紛失届を出しているのかも審査請求人には判らない状態です。特定市保健所Aが特定カードAを再発行しているのですが、この「カードを使った何者」も遺失届を出さなければ、不正使用した犯人が逮捕もされないわけです。

特定市保健所Aの対応ですが、例えば誰かが審査請求人の印鑑を持参し「代理で受け取りに来た」と言えば、相手が審査請求人の委任状など何も持ってこなくともカードを渡してしまうものなのかという不可解な思いもありますが、それは特定個人Aのせいではないので、この紙面に

書くことをやめます。

そして、保健所や生活支援課にこの事を話して特定個人Aが何らかの行政罰等を受けても審査請求人に被害にあった現金が戻っては来ませんので、今現在は各行政機関に言うつもりもありません。

そして今回も特定個人Aが前回書いた、念書を破って返却したように、今回の紙も破ってしまう可能性も、全くないとは言い切れません。

しかし、法務省が情報を開示してくれれば、特定個人Aが少額訴訟の結果に裁判所が下した、支払い命令に従う可能性も全くないとも言えないと審査請求人は考えます。

改めて、審査請求人の出した開示請求を法律の中の適用除外とすることが、審査請求人の今後の人生に対して有益であるのか、不利益となるのかをもう一度考えていただきたいと思います。

なお、この追記に弁護士Eから届きました信書三通を、添付させていただきます。

形的には「青の資料」的なものとお考えください。

重ねて、再考を願っております。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が開示を求めた保有個人情報7件のうち、以下の3件について開示を求めるものである。
 - (1) 開示請求者本人が、特定刑事施設において、特定個人A及び特定個人Bに対して行った現金の交付（窓口及び郵送）日及びそれぞれの金額（ただし、窓口交付については、相手方が受領した日、郵送交付については、特定刑事施設から発信された日）（特定の期間）
 - (2) 開示請求者本人が、特定刑事施設において、特定個人A及び特定個人Bに対して行った現金の交付（郵送宅下）日及びそれぞれの金額（ただし、特定刑事施設から発信された日）（特定の期間）
 - (3) 開示請求者本人が、特定刑事施設において、私本購入のための願せんをもって購入した書籍のうち、特定書籍について、第何巻を何冊購入したか及び当該書籍のそれぞれの交付日（特定の期間）
- 2 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報は、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、前歴等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されている又は収容されていたことを前提として作成されるものであり、刑の執行等に係

る保有個人情報に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして開示しなかった本件決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月19日 審査請求人から意見書1を收受
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑤ 同月28日 審査請求人から意見書3及び資料を收受
- ⑥ 同年10月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、特定刑事施設が保有する別紙の1ないし7に掲げる各文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求について、請求された保有個人情報については、法45条1項の適用除外規定に該当するとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2、3及び5に掲げる各文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、原処分を取り消し、これらを開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容さ

れている又は収容されていたことを前提として作成されるものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当することから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、特定の個人（開示請求者）が、特定刑事施設収容中に、特定刑事施設において、特定個人A及び特定個人Bに対して行った現金の交付等に関する情報及び私本購入のための願せんをもって購入した書籍に関する情報であることから、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことを前提として作成されるものであると認められ、したがって、これらを開示すると、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になるといえる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法45条1項により法の第4章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 1 「開示請求者本人が、特定刑事施設Aにおいて、特定個人A及び特定個人Bと実施した面会日」（特定の期間）
- 2 「開示請求者本人が、特定刑事施設Aにおいて、特定個人A及び特定個人Bに対して行った現金の交付（窓口及び郵送）日及びそれぞれの金額（ただし、窓口交付については、相手方が受領した日、郵送交付については、特定刑事施設Aから発信された日）」（特定の期間）
- 3 「開示請求者本人が、特定刑事施設Cにおいて、特定個人A及び特定個人Bに対して行った現金の交付（郵送宅下）日及びそれぞれの金額（ただし、特定刑事施設Cから発信された日）」（特定の期間）
- 4 「開示請求者本人が、特定刑事施設A又は特定刑事施設Cにおいて、特定個人A及び特定個人Bからなされた書籍の差入れ（窓口及び郵送）日及びそれぞれの題名」（特定の期間）
- 5 「開示請求者本人が、特定刑事施設A又は特定刑事施設Cにおいて、私本購入のための願せんをもって購入した書籍のうち、「特定書籍A」について、第何巻を何冊購入したか及び当該書籍のそれぞれの交付日」（特定の期間）
- 6 「開示請求者本人が、特定刑事施設Aにおいて、弁護士Kから受信した信書及び差入れ（窓口及び郵送）された書類について、同特定刑事施設職員が検査した際の記録並びに同弁護士宛てに発信した信書（同封書類含む。）及び窓口宅下した書類について、同特定刑事施設職員が検査した際の記録」（特定の期間）
- 7 「開示請求者本人が、特定刑事施設Aにおいて、弁護士Lから窓口差入れされたもの及び同弁護士宛てに窓口交付したものの記録」（特定の期間）